

那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」における 戦前期沖縄県の令達関係資料について（2） — 明治期の残存令達資料を中心として（その2） —

青嶋 敏

I. はじめに

本誌前号¹⁾で述べたように、那覇市歴史博物館が所蔵する「横内家文書」²⁾の特色のひとつは、沖縄県が明治12年から大正初期にかけて制定・発令・公布した行政命令である令達や令規（本稿では以下「令達」という。）を取録、編綴、掲載、記載等した資料（以下これらを総称して「令達関係資料」という。）が多数所蔵されている点にある。筆者がこれまでにおこなった「横内家文書」の資料調査で確認できたこれらの令達関係資料を列挙すると、①沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂（上下巻）』（明治39年4月10日発行、初版）（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）、②『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41～43年）、③『自明治十五年全二十一年 庁中諸回議並庁則二関スル部』、④「沖縄県庁處務細則」（明治25年3月9日達甲第4号）、⑤「沖縄県庁處務細則」（明治44年4月10日訓令乙第70号）、⑥明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴（仮称）、⑦『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分、⑧その他の令達関係資料、に区分することができる。

これらの令達関係資料のうち、①³⁾、②⁴⁾および③⁵⁾については既に数年前に論考を公表した。さらに、⑥および⑦については本誌前号で取り上げて検討した。本稿では、残りの令達関係資料のうち、⑧に区分される令達関係資料（以下「本残存令達資料」ということがある。）を取り上げて、そこに編綴・記載等されている明治期の沖縄県令達（以下「本件残存令達」という。）を検討することにしたい。

-
- 1) 青嶋敏「那覇市歴史博物館所蔵『横内家文書』における戦前期沖縄県の令達関係資料について（1）—明治期の残存令達資料を中心として（その1）—」『豊橋創造大学短期大学部紀要』38号（2021年）1頁。
 - 2) 「横内家文書」については、青嶋前掲注1）論文1頁脚注1）参照。
 - 3) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」『社会科学論集』44号（2006年）243-275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』掲載「附録」所収廃止・取消令達等一覧」『社会科学論集』45号（2007年）227-241頁。
 - 4) 青嶋敏「『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその取録令達について」『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57輯（2008年）131-139頁。
 - 5) 青嶋敏「那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』（横内家文書）とそこに編綴された明治期沖縄県令達について」『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66輯（2017年）125-133頁。

II. 本件残存令達の概観

筆者が、本稿執筆時点で、本件残存令達のうち、制定または発令年月日、令達類型、令達番号を確認することができた令達の件数は、合計16件である。この16件の令達は、あるものは編綴文書中のひとつとして、あるものは一枚紙の文書として、またあるものはひとつの文書中の引用部分として存在している。そのため、この16件の令達の類型や制定または発令の時期は様々であり、16件の令達の内容も多岐にわたる。これらの本件残存令達を一覧表示すると、後掲の【表3】のとおりである（【表3】の表示項目や記載内容についてはVにおいて後述する。）。

本稿では、まず最初に、この16件の本件残存令達の類型や制定・発令・公布の時期などを概観しておこう。

まず、16件の本件残存令達の類型別の内訳は、布達甲1件（【表3】の符号・整理番号で表示すると横内24。以下同じ。）、県令甲2件（横内26、28）、県令1件（横内35）、達甲1件（横内27）、告示2件（横内29、30）、訓令2件（横内31、32）、訓令甲4件（横内33、34、36、38）、訓令乙1件（横内37）、内訓2件（横内25、39）である。

次に、この16件の本件残存令達の制定・発令・公布の時期について確認しておこう。まず本件残存令達の制定・発令・公布の時期を沖縄県令・県知事の在任期間別に整理すると、第四代県令西村捨三の在任期間（明治16年12月21日～19年4月27日）のもの1件（横内24）、第七代県知事丸岡莞爾の在任期間（明治21年9月18日～25年7月20日）のもの4件（横内25～28）、第八代県知事奈良原繁の在任期間（明治25年7月20日～41年4月6日）のもの6件（横内29～34）、第九代県知事日比重明の在任期間（明治41年4月6日～大正2年6月1日）のもの5件（横内35～39）である⁶⁾。そうして、これらのうち制定・発令・公布の時期が最も古いものは明治17年2月18日布達甲第13号<旧地頭地取扱>（横内24）であり、最も新しいものは明治45年5月9日内訓第2号<投票管理者ノ故障アル場合ニ遭遇スルトキノ心得>（横内39）である。

さらに、戦前期沖縄県の最初の体系的な令達集である明治39年版『令達類纂』が採用している「十四類」（すなわち、官規、制度、社寺、兵事、土木、教育、勸業、交通、警察、衛生、恤救、会計、統計、雑の14類）の区分⁷⁾に準じて、この16件の本件残存令達をその規定内容に従って大まかに分類し件数の多い順に列挙すると、教育4件（小学校関係：横内25～28）、衛生4件（検疫関係：横内29～32）、会計3件（財政関係：横内34、給与関係：横内35、36）、制度2件（選挙関係：横内38、39）、兵事1件（戦時国債：横内33）、勸業1件（糖業試験場関係：横内37）、雑1件（旧慣土地制度：横内24）である。

6) 沖縄県令・県知事の在任期間については、沖縄県編『沖縄県史別巻沖縄近代史辞典』（沖縄県、1977年）所収「付録2 沖縄県歴代県知事一覧」1～2頁〔源河ミツ子作成〕による。

7) 明治39年版『令達類纂』上巻所収の「凡例」は、第2項で「編纂ノ体細カニ部門ヲ設ケズ之ヲ十四類ニ大別シ類中ニ章ヲ設ケ相類似、相関連スルモノヲ列挙セシ……」と述べている。

Ⅲ. 本件残存令達の内容について

次に、ここでは、上述したような本件残存令達の規定内容に従った大まかな分類ごとに、かつ令達の件数の多い分類の順に、16件の本件残存令達の内容を概観することにしよう。

(1) 教育

教育に関する令達は4件であり(横内25~28)、いずれも小学校関係の令達である。

まず、横内25(明治21年10月24日内訓第9号<小学校首坐教員ヲ召集シ講習スル件>)は、沖縄県学務課長心得が「本嶋三地方首里那覇役所長宛」に発出した、沖縄県尋常師範学校における「小学校首坐教員」の講習会に関する明治21年10月5日付通牒(学第299号)⁸⁾の案文に添えられているものである。本令達の内容は、「県下小学校教授法改良ノ為来ル十一月五日ヨリ大凡四周間沖繩尋常師範学校ニ於テ小学校首坐教員ヲ召集シ教育学算術理科体操等講習セシメ」る件につき、派遣される教員経費については「去ル十九年七月甲第五十二号達」によるとしていたが、「此回ニ限り講習教員ニ給スル旅費ハ実費ヲ以テ仕払日当一日參拾銭ヲ給スル」ことを、明治21年10月24日付で達したものである(ちなみに、明治「十九年七月甲第五十二号達」のテキストは今のところ残存が確認されていない。このように沖縄県令達のテキストの残存が確認されていないことを以下「残存未確認」という。)。発令者は「知事代理」と表示され、宛所は「各役所長宛」および「沖縄県尋常師範学校長心得宛」と表示されている。

次に、横内26(明治22年4月19日県令甲第24号<本県小学校授業料ノ件>)は、明治19年県令甲第44号(残存未確認)を取消し、「本県小学校授業料左ノ通り相定メ来ル五月一日ヨリ実施ス」と規定して、明治22年5月1日より実施する沖縄県の小学校の授業料を定めたものであり、但書では、実際の「授業料徴収ノ方法及ヒ其金額」については、各学校管理者において定め、役所長を経由して沖縄県庁(本庁)の認可を受けるべきことを命じている⁹⁾。ところで、この横内26は全体で39丁に及ぶ編綴文書の19丁目に綴られたものであり、これに続けて20~21丁目には「授業料金額及徴収方法」と題する全6条からなる規定が綴られている。この「授業料金額及徴収方法」と題する規定には固有の制定・発令年月日、令達類型、令達番号等の記載がないが、横内26にいう「左ノ通り」に該当する授業料の定めであると考えられる。この「授業料金額及徴収方法」によれば、小学校の授業料の金額とその徴収方法について、㉑「授業料一ヶ月ノ金額」は、尋常小学校については「区内本県人」が2銭、

8) この通牒の内容は、以下のとおりである。「今般各小学校授業方ニ付教授ノ順序一休ナラシメシカガメ、来十一月一日ヨリ凡三十日間首里師範学校ニ於テ各小学校首坐講習指導一名ツ、ヲ召集シ教育学数学理科体操等補習ノ見込ニ有之候也、旅費日当及授業上ノ都合モ可有之候ニ付、豫メ御差遣シ見込有之候故至急何分ノ御回報有之度、此段及照会候也。」、「久米嶋先嶋之義ハ便船都合有之候ニ付追書類ニ 追テ本文之義ハ費用上ニ関シ候ニ付自然右舟ノ御都合も有之候ハ、相当教員一両名ヲ差出シ相成講習修了ノ上外教員へ伝習方御執斗相成候トモ差支無之ト存候。既ニ当那覇首里嶋尻中頭地方等ハ差支無之旨回答有之候ニ付、貴所轄員モ可成御差遣シ相成様致度、尤船便都合も可有之義ニ付自然出會延着相成候節ハ、開会日限中候へハ残餘ノ業ノミヲ講授可致見込ニ有之候。此段為念申添候也。」(句読点は引用者による。)。さらに、知事から熊本鎮台沖繩分遣隊の「原分遣隊長宛」へ発出された、上記講習会における兵式体操の講習のための教師派遣の依頼状(明治21年10月30日往第502号)も添えられている。

9) 小学校の授業料について定めた明治19年県令甲第44号およびこれを取り消して新たに制定された明治22年県令甲第24号(【横内26】)は、いずれも明治19年4月10日公布勅令第14号「小学校令」第6条に基づき制定されたものと考えられる。ちなみに、同勅令第6条は、「父母後見人等ハ小学校ノ経費ニ充ツル為メ其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス其金額ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル」と規定していた(明治19年4月10日付『官報』第829号86頁)。

「他ノ学区ヨリ入校スル者」が5銭、「他府県人」が10銭、高等小学校については「区内本県人」が5銭、「他ノ学区ヨリ入校スル者」が8銭、「他府県人」が20銭であること（第1条）、⑤「本校ノ都合ニ依リ全月休業シタ」ときはその月の授業料を徴収しないこと（第2条）、⑥入退学日が「其月ノ十五日前後」のいずれであるかで区別し、授業料の全額または半額を徴収すること（第3条）、⑦兄弟姉妹が一戸で二人以上同一の小学校に在学するときは、「一人全額ヲ徴収スルノ外余ハ半額ヲ徴収ス」ること（第4条）、⑧授業料は毎月20日以後3日以内に現金で管理者へ納めるべきこと（ただし授業料相当の物品代納を許可することがあること）（第5条）、⑨第5条の授業料納期の定めにかかわらず、「六ヶ月分以内取纏メ前納又ハ延期出願スル」ことができること（ただし延期出願には相当保証人を要すること）（第6条）、が定められている。

さらに、横内27（明治22年7月17日達甲第22号「小学校長教員及授業生任用手続」）は全6条からなり、明治22年5月31日達甲第13号「小学校長教員及授業生取扱手続」（残存未確認）を改正したものである。発令者は沖縄県知事丸岡莞爾であり、役所、役場、番所、蔵元宛に、学校長訓導の任用、転校、辞職、俸額の増減に関する手続きのほか、辞令書の交付は所轄役所長を通じて具申・伝達すべきこと、授業生の採用・罷免は所轄役所長が取扱いこれを直ちに開申すべきことを令達している。なお、本令達は『横内家文書教育関係資料1』（文書番号①-2）に複製画像が掲載されている。

最後に、横内28（明治23年6月6日県令甲第22号「小学校簡易科教員並ニ小学校尋常科授業生免許規則」）は、公式の令達書ではなく、令達の案文か控え文書である可能性がある。発令者は「沖縄縣知事名」と記載されている。本令達の制定文では、明治20年県令甲第44号「小学校授業生免許規則」¹⁰⁾（残存未確認）および明治20年県令甲第46号「小学校簡易科教員免許規則」¹¹⁾（残存未確認）の一部を改正するものである旨記載されており、本令達の改正本文では、本令達の名称が「小学校簡易科教員並ニ小学校尋常科授業生免許規則」と表示されている。本令達による改正内容は、第4条を「免許状ノ有効ハ小学校簡易科ハ四ヶ年小学校尋常科授業生ハ三ヶ年間トス」（二重取り消し線は原文による。）、第6条を「小学簡易科教員免許状ヲ有スルモノニ限り有効満期ニ際シ適任ト認ムルモノニハ試験ヲ須ヒス更ニ前同様ノ免許状ヲ授与スルコトアルヘシ」と改正するものである。

（2）衛生

衛生に関する令達は4件であり（横内29～32）、いずれも検疫関係の令達である。

まず、横内29（明治28年9月1日告示第52号〈本日ヨリ臨時検疫部開設ノ件〉）は、明治28年9月1日より臨時検疫部を開設する旨の告示である。この臨時検疫部は、明治28年4月16日公布勅令第44号「臨時検疫部設置ノ件」¹²⁾に基づき「伝染病流行ニ際シ検疫予防ニ関スル事務ヲ掌理」（同勅令第1条）することを目的として設置されたものであると考えられる。

10) 明治21年2月14日付『官報』第1384号134頁の「彙報」欄の「官庁事項」中の「府県令」と題する記事には、明治20年12月14日県令甲第44号は「授業生免許規則」〔官45〕という名称で掲載されている。

11) 同上の記事「府県令」には、明治20年12月16日県令甲第46号は「簡易科教員免許規則」〔官47〕という名称で掲載されている。

12) 明治28年4月16日付『官報』第3535号178頁。

次に、横内30（明治28年9月1日告示第54号〈臨時検疫部首里出張所受持区域〉）は、上記明治28年告示第52号により開設が告示された臨時検疫部の首里出張所の受持区域を「首里各村及中頭地方一円島尻地方大里佐敷知念南風原ノ四ケ間切」と定める旨の告示である。

さらに、横内31（明治28年9月1日訓令第144号「臨時検疫部事務規程」）は、全12条からなり、その内容は、臨時検疫部の掌理する事務を「コレラ病赤痢病ペスト病ノ検疫予防ニ関スル一切ノ事務」（第1条）と規定したうえで、臨時検疫部に検疫係、庶務係、会計係の三係を置き、各係の事務分掌を定めるほか、臨時検疫部長の権限や、上級の検疫官をもって充当される出張所長の掌理事務などを定めたものである。本令達には発令者と宛所の記載はない。

最後に、横内32（明治28年9月2日訓令第145号〈コレラ赤痢病予防施設設置ノ件〉）は、目下沖縄県下にコレラ・赤痢病の流行の兆候があるので、各間切において明治28年内務省訓令第4号「^マ避病室設備標準」¹³⁾により速やかに避病院を設置するとともに、明治27年勅令第14号¹⁴⁾により予め適當の医師を選定して消毒薬を備え置き、患者が発生したときはその救療、消毒、検疫予防の処理をして、コレラ・赤痢病の蔓延を防ぐように、役所、番所、蔵元に命じたものである。本令達の発令者は「知事」と記載されている。

（3）会計

会計に関する令達は3件であり（横内34～36）、横内34は財政関連、横内35と横内36は給与関連の令達である。

すなわち、まず、横内34（明治37年2月17日訓令甲第10号〈公共団体財政ノ緊縮方針ニツキ経費節減執行ノ件〉）は、日露戦争に際し、公共団体財政は緊縮方針が採られ、国家経済に資することが期されているので、誠心誠意勉めて経費の節減を執行し、「奉公ノ旨趣ヲ貫徹」するように、郡区役所、島庁、間切島役場に命じたものである。本令達の発令者は「沖縄県知事」と記載されている。

次に、横内35には、制定または発令の年月日、令達類型、令達番号、令達の制定・発令者が記載されていないが、後述（IV）のように横内35は既存の戦前期沖縄県の令達集に重複して掲載されており、そこから横内35が明治42年4月1日県令第6号「有給県吏員設置給与規則」であることが確認できる。すなわち横内35は全7条からなり、まず第1条で、明治32年3月16日公布法律第64号「府県制」第75条¹⁵⁾に基づき、有給県吏員として、土木工師、土木工手、衛生技手、林業手、県税検査員、県費取扱吏員および財産管理員を設置する旨を規定している。そのうえで、同県令に基づき設置されるこれらの有給県吏員は、「県庁ノ部課ニ分属シテ各担任ノ事務ニ従事ス」るものとされ（第2条）、別表で「給料額」および「旅

13) 正確には、明治28年4月30日内務省訓令第4号「市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準」である（明治28年4月30日付『官報』第3547号333頁）。

14) 明治27年2月8日公布勅令第14号「伝染病予防上必要諸費ニ関スル件」第3条は、明治13年7月9日太政官布告第34号「伝染病予防規則」の第13条、第14条第1項および第15条第2項が定める船舶検査、予防消毒および交通遮断の事務「ノ費用ハ府県税^{府県税ヲ支拂セザル}ノ負担トス」と規定していた（明治27年2月8日付『官報』第3081号81頁）。ちなみに、明治13年太政官布告第34号第14条第1項は、「コレラ流行ノ勢猛劇ナルトキハ地方長官ハ内務卿ニ具状シ其許可ヲ得テ医師衛生官吏警察官吏郡区町村吏等ヨリ適當ノ人員ヲ選ビ検疫委員トナシ予防消毒ノ事務ヲ担任セシムルヲ得」と定めていた（内閣官報局編『法令全書 明治十三年』91頁）。

15) 府県制第75条第1項は「府県ニ有給ノ府県吏員ヲ置クコトヲ得」と規定し、同条第2項は「前項ノ府県吏員ハ府県知事之ヲ任免ス」と規定していた（明治32年3月16日付『官報』第4709号286頁）。

費額」が定められている他、給料および旅費の支給方法（第4条）、「事務上ノ都合又ハ疾病等ノ理由ニ依」る休職命令（第5条）、府県制第81条¹⁶⁾による停職にともなう給料不支給（第7条）等が定められている。なお、横内35の第1条の上部欄外には「秘」の角印が押印されている。

最後に、横内36（明治42年4月1日訓令甲第8号「県費支弁俸給支給規則」）は、本則6条と附則1項からなり、「県費支弁ニ属スル者ノ俸給」の支給について定めたものである。すなわち、本令達は、まず第1条で「法律命令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外県費支弁ニ属スル者ノ俸給ハ本則ニ依リ之ヲ支給ス」と規定したうえで、㉑毎月21日を俸給支給日とすること（第2条）、㉒年俸および月俸の支給方法として、㉓俸給は新任転任増俸減俸とも発令の翌日より支給すること（第3条第1号）、㉔年俸は十二分して毎月支給すること（同条第2号）、㉕廃職退職死亡の場合は当月分の俸給全額を支給すること（同条第3号）、㉖病気による欠勤が九十日を超える者および私事故障による欠勤が三十日を越える者は俸給の半額を減額すること（同条第6号）、㉗予備後備の軍籍にある者が召集に応じて俸給を受けたときは併給調整をすること（同条第7号）等、㉘在職中に死亡した者の遺族へ俸給月額3箇月分を支給すること（第4条）、㉙本訓令の規定は手当支給の場合に準用すること（第6条）、などを規定している。本令達の発令者は「県知事」であり、宛所は「知事官房 内務部 警察部 郡役所 警察署 警察分署 県立学校 県立病院」である。なお、本令達は『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）①県治一般』（文書番号①-5）に複製画像が翻刻付きで掲載されている。

（4）制度

制度に関する令達は2件であり（横内38、39）、いずれも選挙関連の令達である。

すなわち、まず、横内38（明治45年4月9日訓令甲第17号<衆議院議員選挙ニ付学校職員注意方>）は、沖縄県内務部長発、県立学校長・島司郡区長宛の「議員選挙ニ関シ学校職員戒慎方通牒 按」と題する通牒の案文¹⁷⁾（年月日不詳）に「参照」文書として添付されているものである。本令達は、「職ニ育英ニ在ル者」すなわち学校職員は「一意ニ其職ヲ尽スヲ以テ本分」とし「政治ヲ論議シ政党ニ関与スルカ如キコト」はあってはならないので、沖縄県への衆議院議員選挙法の施行にともなう選挙の実施に際して、その本分を守り苟も選挙に関係することがないように注意すべきことを命じたものである。本令達の発令者は「知事」と記載されており、宛所は「県立学校、公立学校」である。なお、本令達は『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）④議会・選挙、⑤郵政、⑥戸籍、⑦移民、⑧警察、⑨対外・軍事』（文書番号④-13）に複製画像が掲載されている。

16) 府県制第81条第1項は「府県知事ハ府県吏員ヲ監督シ懲戒処分ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ誹責二十五円以下ノ過怠金及解職トス」と規定し、同条第2項は「府県知事ハ府県吏員ノ懲戒処分ヲ行ハントスル前其ノ吏員ノ停職ヲ命ジ並給料ヲ支給セサルコトヲ得」と規定し、同条第3項は「懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間其ノ府県ノ公職ニ選挙セラレ若ハ任命セラルルコトヲ得」と規定していた（明治32年3月16日付『官報』第4709号286頁）。

17) この通牒の案文は、次のとおりである。「去ル明治四十五年五月衆議院議員選挙ノ事アルニ際シ、職ニ育英ニ在ル者ノ本分ヲ守リ苟も選挙ニ関係スル等ノコトナキ様注意方四月九日県訓令甲第十七号ヲ以テ学校職員ニ対シ訓令ノ次第モ有之候処、来ル五月県会議員ノ選挙ヲ行フコト、相成候ニ付テハ、現ニ教員ノ職ニ在ル者ハ右訓令ノ趣旨ニ遵ヒ苟も議員ノ選挙運動等ニ関与スルコトナク教育者タルノ本分ヲ全ウスベキハ勿論ノ義ニ有之、聊カタリトモ世ノ疑ヲ招クガ如キ行為ノ無之様此際御部下（学校）職員ニ御厳達ノ上充分御取締相成度、依命此段通牒候也。（但シ右本文括弧内ノ二字ハ島司郡区長ノミニ用フ。）」（句読点は引用者による。）。

次に、横内39（明治45年5月9日内訓第2号〈投票管理者ノ故障アル場合ニ遭遇スルトキノ心得〉）は、全4条からなり、沖縄県知事日比重明が「衆議院議員選挙投票所監視官 属横内扶」に宛てて発令した内訓であり、「区町村ノ投票管理者及其ノ代理者共ニ故障アルトキ」や「数町村ヨリ成立スル投票区域ノ投票管理者故障アルトキ」は、投票所監視官は、沖縄県知事が予め同監視官に交付して置いた「投票管理者職務臨時管掌」の辞令書および「投票管理者」の指名書に直ちに年月日および官職氏名を記入してこれを行すべきことを命じたものである。この内訓の第2条と第3条には「施行令第三十六条参照」との記載があり、さらに第3条には「施行令第三条参照」との記載もあるが、この「施行令」とは、明治34年10月4日公布勅令第186号「明治33年法律第73号衆議院議員選挙法施行令」¹⁸⁾を指すと考えられる。ちなみに、発令者である沖縄県知事日比重明の氏名の下には沖縄県知事の職印（角印）が押印されている。なお、本令達は『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）④議会・選挙、⑤郵政、⑥戸籍、⑦移民、⑧警察、⑨対外・軍事』（文書番号④-25）に複製画像が掲載されている。

（5）兵事

兵事に関する令達は、1件である（横内33）。

すなわち、横内33（明治37年2月17日訓令甲第9号〈日露開戦ニ際シ国債募集ノ件〉）は、日露戦争（明治37年2月8日開戦）の戦費調達のための軍事公債（国庫公債）の募集に関して、努めて多額の募集に応じて「奉公ノ旨趣ヲ貫徹」するように命じたものである。この令達は、大日本帝国憲法第70条第1項所定の財政的緊急勅令である明治36年12月28日公布勅令第291号「財政上必要処分ノ件」¹⁹⁾に基づく「軍備補充ニ要スル経費支弁ノ為」の国庫債券の発行の手続を定めた明治37年2月13日公布大蔵省令第4号「国庫債券発行規程」²⁰⁾により、同年3月1日に募債が開始された1億円の軍事公債（国庫公債）に関するものであると考えられる。横内33の発令者は「沖縄県知事」、宛所は「郡区役所、島庁、間切島役場」と記載されている。

（6）勸業

勸業に関する令達は、1件である（横内37）。

すなわち、横内37（明治45年4月1日訓令乙第48号「沖縄県糖業試験場處務規程」）は、全9条からなる。その内容は、まず、㉑沖縄県糖業試験場の本場主管の業務の分掌として「甘蔗作ニ関スル事項」外7項目、支場主管の業務の分掌として「普通作物ニ関スル事項」外6項目を規定し（第1条）、さらに、㉒場長の意見具申事項として「職員ノ進退及賞罰ニ関スル事項」外7項目（第5条）、㉓場長の専決事項として「七日以内ノ場長管内出張及職

18) 明治34年10月4日付『官報』第5478号89-90頁。ちなみに、この衆議院議員選挙法施行令は、第3条柱書で「数町村ノ区域ニ依リ一投票区ヲ設ケタル場合ニ於テハ左ノ規定ニ依ル」と規定したうえで、同条第1号で「一 投票管理者ハ郡長ニ於テ関係町村長、町村長故障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ者ノ中ニ就キ之ヲ指名ス」と規定し、第36条では「開票管理者、投票管理者及其ノ代理者故障アルトキハ上級官庁ハ臨時ニ官吏又ハ吏員ヲシテ其ノ事務ヲ管掌セシムルコトヲ得」と規定している。

19) 明治36年12月28日付『官報』号外1頁。この勅令は、その公布文で「帝国憲法第七十条ニ依ル財政上必要処分ノ件」を公布するとし、第1条で「軍備補充ニ要スル経費支弁ノ為政府ハ……国庫債券ヲ発行スルコトヲ得ル」と規定していた。

20) 明治37年2月13日付『官報』第6182号237頁。

員ノ管内出張ニ関スル事項」外4項目（第6条）を規定するとともに、㉔場長または支場長に事故ある場合の事務代理（第4条）、㉕場長の義務としての試験成績の報告義務（第7条）、㉖毎年度の事業報告の提出義務（第9条）などについて規定したものである。本令達の発令者は「沖縄県知事日比重明」であり、宛所は「知事官房 内務部 糖業試験場」である。本令達が記載されている文書は「供覧文書」であり、本令達を記載した沖縄県罫紙の1枚目の県知事の氏名の下には「沖縄県知事印」という印影の職印（角印）が押印され、またこの県知事の氏名の上方の「知事官房」と書き込まれた部分の下には「横内」の印影の丸印が押印されており、さらにこの1枚目の罫紙の上端中央には契印が押印されている。なお、本令達は『横内家文書・産業経済関連資料10』（文書番号⑩-352）に複製画像が掲載されている。

（7）雑

以上の他に、明治39年版『令達類纂』が採用している「十四類」の区分に従えば「雑」の区分に属すると考えられる令達が1件ある（横内24）。

すなわち、横内24（明治17年2月18日布達甲第13号〈旧地頭地取扱〉）は、次のような内容を規定するものである（ただし、横内24には条数の表示はない。）。

- ㉑「旧地頭地ニ属スル相对掛増高」は、「是迄県庁へ収入セシ義モ有之候処」、今後は「一切免除シ既ニ納入済ノ分ハ悉皆各耕作人——質入地ハ質取人——」へ下戻すべきである。
- ㉒「旧地頭地ニ属スル相对掛増高」のうち「各間切番所等へ領置ノ分」も同様に還付すべきである。
- ㉓「旧地頭地ノ拾ヒ掛若クハ質入ノ分」を「村方ニ於テ擅ニ引揚ル事」は決してあつてはならない。
- ㉔ただし、村方が「置県以来擅ニ引揚ケタル小作地所」がある場合は、「此際原小作人へ返付」すべきである。
- ㉕また、村方が、「今後租税未納其他不得止事情アリテ引揚ヲ要スルモノ」については、「該役所ヲ經由シテ県庁ノ認可」を得るべきである。

これによれば、本令達は、「旧地頭地ニ属スル相对掛増高」の取り扱いに関する事項と、「旧地頭地ノ拾ヒ掛若クハ質入ノ分」の村方による引揚げに関する事項の二つのことを規定している。前者の旧地頭地²¹⁾の「相对掛増高」とは、沖縄県の有禄士族であった地頭が「禄高ノ外ニ相对叶掛ト唱フル米雑穀」を「地頭ト作人トノ示談上ヨリ成立従前ヨリ掛増取

21) 地頭地についてはさまざまな文献資料が解説をしているが、ここでは、やや長文になるが琉球政府編『沖縄県史第21巻資料編11旧慣調査資料』（琉球政府、1968年）所収「沖縄県旧慣租税制度」204頁の次のような記述を引用しておこう。「地頭地ハ元来百姓地ノ一部ナリシヲ割ヒテ其ノ収益ヲ按司地頭総地頭及脇地頭ノ三者ニ役得トシテ与フルコトニ為シタルモノニテ寛永六年名寄帳製ノ際百姓地ト区別ヲ立テタルモノナリ。地頭カ収益ノ方法ハ土地ヨリ生スル收穫ヲ三分シ其ノ一分ハ農民ノ所得トシ残り二分ノ内ヨリ百姓地ト同一ノ租税ヲ納メ其残額ヲ地頭ノ所得ト為スヘキコトニ定メタルモノニシテ地頭ノ所得ハ之ヲ地頭作得ト称シ年々百姓ヨリ直接ニ地頭ニ納入スルコト、為シ土地ハ百姓地ト同シク農民ニ貸与シ置キ荒地成トナリタルカ如キ場合ニハ其都度百姓地ノ中ヨリ之レカ補充ヲ為シタルモノトス。故ニ其起源ニ溯リテ之ヲ見レハ一種ノ百姓地ニシテ唯タ地頭ノ作得丈租税以外ノ負担ヲ為シタルモノニ過キス質入書入等ノ禁ハ百姓地ト異ル処ナキハ勿論地頭自ラ之ヲ耕スカ如キハ本来ノ精神ニ非サルナリ。然ルニ實際ニ於テハ自作地拾掛地質入地又ハ村持地等ト称スルモノアリテ耕作ノ方法ハ藩庁之ヲ地頭ノ自由ニ放任シ置キタルモノ、如シ。」（句点は引用者による。）。

納致来候モノ」²²⁾であった。他方、後者の「旧地頭地ノ拾掛地ノ掛若クハ質入ノ分」とは、旧地頭地の拾掛地または質入地を指している。『沖縄県旧慣租税制度』の記述によれば、このうち旧地頭地の拾掛地とは地頭地のうち「地頭ノ撰取ニ依リテ自己ノ欲スル者ニ小作セシメ居リタルモノニシテ今日ニ其儘伝来セルモノアリ」²³⁾と説明されているものであり、旧地頭地の質入地とは地頭地のうち「地頭カ負債ノ抵当ト為シタルモノニシテ質取人ノ子孫今日ニ至リテモ耕作セルモノアリ」²⁴⁾と説明されているものである。そして『沖縄県旧慣租税制度』は、本令達(横内24)による拾掛地または質入地の引揚禁止に関して、次のように言及している。

「廢藩置県ノ折地頭ノ作得ハ巨細ニ取調ヲ為シテ皆家禄ノ一部ニ編入シテ下附スルコト、ナシ従来ノ百姓ヨリ地頭ニ納メ来リシ作得ハ挙ケテ之ヲ国庫ニ収入スルコト、為シタルモノナルカ故ニ爾来地頭地ハ当然地頭トノ関係ヲ離レテ百姓ニ戻ルヘキモノナルハ理ノ当然ナリ。然ルニ明治十七年県令甲第一三三号ハ拾掛地又ハ質入地ヲ村ニ引揚ルコトヲ禁止シタルノミナラス置県以来ニ引揚ケタル小作地ヲ原小作人ニ返付スヘキコトヲ命シタリ。故ニ今日ニ至リテモ尚ホ其儘トナレルモノトス。」²⁵⁾(句点は引用者による。)

なお、本令達の発令者は沖縄県令西村捨三であり、本令達の記載された用紙には「今西」²⁶⁾の丸印がある。また、本令達は『横内家文書県政関係資料(翻刻付き)②地方制度』(文書番号②-40)に複製画像が掲載されている。

IV. 本件残存令達の資料的価値について

ここでは、前項で規定内容を概観した本件残存令達の資料的価値について、現時点でその存在が確認されている戦前期沖縄県の令達集や他の残存令達資料に収録・掲載・編綴・記載等されているものがどの程度あるかという観点(以下このことを「重複掲載状況」という。)から検討してみよう。管見の限りでは、その検討結果は次のとおりである。

- ㊸戦前期沖縄県の令達集である沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂(上下巻)』(明治44年11月10日発行、改訂増補版)²⁷⁾(以下「明治44年版『令達類纂』」という。)に掲載されているもの2件(横内35、横内36)(ただし、同令達集掲載の横内35は明治44年3月県令第14号までの一部改正を折り込んだものである。)
- ㊹戦前期沖縄県の令達集である沖縄県内務部編『沖縄県会計法規』(大正3年6月10日印

22) 琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1上杉県令関係日記』(琉球政府、1965年)所収「沖縄県日誌」(翻刻版)180頁掲載の「内務大蔵両卿宛進啓ス」(明治13年7月14日)。

23) 前掲注21)『沖縄県史第21巻』所収「沖縄県旧慣租税制度」204頁。

24) 同書同頁。

25) 同書204-205頁。なお、戦前期沖縄県の令達の類型として「県令甲」が登場するのは明治19年からであるので(この点については青嶋敏「戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷について」『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』62輯(2013年)120頁参照)、本文におけるこの引用文中の「明治十七年県令甲第一三三号」との表記は誤りであり、正しくは「明治十七年布達甲第一三三号」(すなわち【横内24】)であると考えられる。

26) この「今西」とは、明治24年当時沖縄県参事官兼内務部第一課長を務めていた今西相一であろう(内閣官報局編『明治二十四年(一月三十一日現在)職員録(乙)』361頁)。

27) この令達集については、青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂(上下巻)』所収令達一覧」『社会科学論集』45号(2007年)227-243頁参照。

刷)²⁸⁾に掲載されているもの2件(横内35、横内36)(ただし、同令達集掲載の横内35は、改正の沿革を明記していないが、大正2年4月県令第26号までの一部改正を折り込んだものであると考えられる²⁹⁾。また同令達集掲載の横内36には、制定文、発令日、発令者および宛所の記載がない。))。

㉔戦前期沖縄県の令達集である沖縄県庁編『加除自在現行沖縄県令規全集』(国立国会図書館所蔵本)(帝国地方行政学会、昭和4年8月31日再版台本発行、最終追録昭和15年1月1日内容現在)に掲載されているもの2件(横内35、横内36)(ただし、同令達集掲載の横内35は昭和12年2月県令第5号までの一部改正を折り込んだものであり、同令達集掲載の横内36は大正15年7月訓令甲第22号までの一部改正を折り込んだものである。))。

㉕戦前期沖縄県の残存令達資料である『琉球新報』附録の『沖縄県公報』に掲載されているもの2件(横内33、横内34)。

㉖戦前期沖縄県の残存令達資料である『明治廿二年分 本件諸達書及令達等級 波照間邑番所』³⁰⁾に編綴されているもの1件(横内26)。

㉗『官報』に制定または発令の年月日、令達類型(県令甲)、令達番号および件名の4情報が掲載されている(ただし令達のテキストは掲載されていない)もの2件(横内26、横内28)。

従って、本件残存令達のうち横内26、横内33、横内34、横内35および横内36を除く11件は、今のところ「横内家文書」以外では令達のテキストを確認することができないと考えられ、この点にこれら11件の令達の資料的価値があると思われる。また、横内35については、一部改正の内容を折り込んでいない原始規定である可能性がある点で資料的価値があると思われる。

V. 後掲の【表3】について

最後に、後掲の【表3】(以下「本表」という。)について簡単に解説をしておこう。

本表は、本件残存令達16件に関する情報を整理して、令達の制定または発令の年月日順・令達類型順に一覧表示したものである。表番号は、本誌前号の連載第1回目に掲載した【表1】および【表2】の番号を引き継いで【表3】とした。

本表には、「符号」、「整理番号」、「制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の名称または件名」、「令達の制定・発令者」、「令達の宛所」、「横内家関係資料入力順」、「総目録掲載頁」、「総目録入力順」、「総目録整理記号」、「複製資料」および「備考」の各欄を設けた。

まず、本表中「符号」(横内)および「整理番号」(24~39)は、作表の便宜や後日の引

28) この令達集については、青嶋敏「『沖縄県会計法規』とその沖縄関係の収録令規について」『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』59輯(2010年)91-99頁参照。

29) 国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』第三類169頁掲載の明治42年県令第6号「有給県吏員設置給与条例」の「沿革」欄参照。

30) この残存令達資料については、青嶋敏「『明治廿二年分 本件諸達書及令達等級 波照間邑番所』とそこに編綴された沖縄県令達について」『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』69輯(2020年)119-127頁参照。

用の便宜のために、筆者が付したものであり、この「符号」および「整理番号」も、本誌前号の連載第一回目に掲載した【表1】および【表2】の「符号」と「整理番号」を引き継いだものである。

次に、本表中「制定または発令年月日」欄には、本件残存令達に記載されている年月日を表示した（ただし、年月日の表示がない横内35については、明治44年版『令達類纂』第十二類121頁〔B746〕により補充した。）。なお、本誌前号3-4頁でも述べたように、沖縄県令達の公布方法は、当初は役所・役場・番所・蔵元の掲示場への掲出という方法によっていたが³¹⁾、明治26年9月15日以降は『琉球新報』紙上の「本県公文」欄への掲載によることとされ³²⁾、次いで明治32年4月1日以降は『琉球新報』の附録または号外として発刊する『沖縄県公報』に掲載する方法に変更され³³⁾、さらに『沖縄毎日新聞』の附録の「本県公報」³⁴⁾および『沖縄新聞附録』の「沖縄県公文」欄への掲載³⁵⁾にも拡大され、最終的に明治44年4月1日以降は沖縄県庁が自ら印刷・発行する『沖縄県公報』への掲載によることとされた³⁶⁾ので、本件残存令達に記載されている年月日は第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

本表中「令達類型」欄および「令達番号」欄については、本件残存令達中に記載されたこれらの情報を表示した（ただし、令達類型および令達番号の表示がない横内35については、明治44年版『令達類纂』第十二類121頁〔B746〕により補充した。）。

本表中「令達の名称または件名」欄には、当該令達中にその名称が記載されているものについては、これをそのまま採用して表示した。他方、当該令達中にその名称が記載されていないものについては、当該令達の制定文または令達本文の内容に基づき、筆者が〈 〉内に適宜件名を表示した。

本表中「令達の制定・発令者」欄および「令達の宛所」欄には、当該令達の記載内容に基づき、令達の制定・発令者と令達の宛所についての情報を表示した（ただし、空欄は当該令達到これらの情報の記載がないものである。）。

本表中「横内家関係資料入力順」とは、「横内家文書」のうち近年デジタル画像化が行われた資料に付された整理番号である。他方、本表中「総目録掲載頁」欄、「総目録入力順」欄および「総目録整理記号」欄の「総目録」とは、那覇市市民文化部歴史資料室編『横内家寄贈文書総目録1』または『同2』を指し、当該令達関係資料がこの『総目録』に掲載されている頁とそこに記載されている「入力順」番号および「整理記号」を本表に表示した。

本表中「複製資料」欄には、本件残存令達のうち、那覇市歴史博物館（その前身の那覇市市民文化部歴史資料室を含む。）が「横内家文書」の一部について作成した「複製本」に複製画像が掲載されているものについて、その情報を表示した。ちなみに、「県政①」とは、『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）①県治一般』（2007年作成）、「県政②」と

31) 本誌前号3頁脚注6) 参照。

32) 本誌前号3頁脚注7) 参照。

33) 本誌前号3頁脚注8) 参照。

34) 本誌前号3頁脚注9) 参照。

35) 本誌前号3頁脚注10) 参照。

36) 本誌前号4頁脚注11) 参照。

は、『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）②地方制度』（2007年作成）、「県政④」とは、『横内家文書県政関係資料（翻刻付き）④議会・選挙、⑤郵政、⑥戸籍、⑦移民、⑧警察、⑨対外・軍事』（2007年作成）、「教育①」とは、『横内家文書教育関係資料1』（2005年度作成）、「産業経済⑩」とは、『横内家文書・産業経済関連資料10』（2005年度作成）をそれぞれ指す。

最後に、本表中「備考」欄には、「注記」、「関連」、「重複」の区分を設け、「注記」には当該令達の条文数、別表等の有無、使用罫紙、押印の状況等について、「関連」には当該令達により改廃された令達に関する情報、当該令達中で言及されている国の法令とその条項や沖縄県の令達について、「重複」欄には重複掲載状況について表示した。

VI. おわりに

以上、連載第2回目の本稿では、那覇市歴史博物館所蔵の「横内家文書」における戦前期沖縄県の令達関係資料に個別的に散見されるものをピックアップして紹介・検討してきた。しかし、この那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」中には、編綴文書の一部として編綴されている場合や一つの文書の一部として引用されている場合もあるため、いわば埋もれた状態で残存している戦前期沖縄県の未確認の令達がまだありうると考えられる。

他方、「横内家文書」中には、その文面からは、制定または発令の年月日、令達類型、令達番号、制定者または発令者等の情報を確認できない令達がいくつか存在するが³⁷⁾、これらの令達については、上記の情報が不足しているために戦前期沖縄県の令達であるか否かを今のところ判断することができない。これらの不明な情報についての探求は今後の課題としたい。

さて、「横内家文書」中の戦前期沖縄県の令達関係資料のうちで個別的な検討が残っているのは、本稿の「はじめに」で述べた④「沖縄県庁處務細則」（明治25年3月9日達甲第4号）と⑤「沖縄県庁處務細則」（明治44年4月10日訓令乙第70号）である。連載第3回目では、この二つの令達をとりあげて紹介し検討を加えてみたい。

〔付記〕「横内家文書」の閲覧にあたっては、那覇市歴史博物館学芸員の外間政明氏および同館古文書解読員の田口恵氏のご協力を得た。田口恵氏にはさらに本件残存令達の解読・翻刻についても多大なるご教示を得た。記して謝意を表したい。

〔追記〕本稿脱稿後、那覇市歴史博物館編『横内家文書 教育関係史料翻刻集Ⅲ』（那覇市、2022年2月発行）に接した。同書83頁に横内25（明治21年10月24日内訓第9号〈小学校首坐教員ヲ召集シ講習スル件〉）の複製画像が翻刻付きで掲載されている。

37) 制定または発令年月日・令達類型・令達番号が不明な令達資料の例として、「文官普通懲戒委員会審査手続」（横内家関係資料入力順：3099）、「県会議員選挙監視心得」（同入力順：5128）、「通学生規則」（同入力順：7510）等がある。

【表3】『横内家文書』中の「その他の残存令達資料」による沖縄県令達一覧(年月日順)

符号	整理番号	制定または 発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称 または件名	令達の制定・ 発令者	令達の 発所	横内家 関係資料 入力順	総目録 掲載頁	総目録 入力順	総目録 整理 記号	複製資料	備 考
横内	24	明治 17/02/18	布達甲	13号	<旧地頭地取扱>	沖縄県令西 村捨三		5404	84頁 101頁	2256 2061	H64	県政 ②-40	注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。 「今西」の丸印あり。
横内	25	明治 21/10/24	内訓	9号	<小学校首坐教員ヲ召集シ講 習スル件>	知事代理	各役所長、 沖縄県尋常 師範字校長	5405	93頁 349頁	2448 12654	HI225		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。
横内	26	明治 22/04/19	県令甲	24号	<本県小学校授業料ノ件>	丸岡		4863	142頁 348頁	3787 12626	HI203		注記：別紙「授業料金額及徴収方法」(全6 条)。毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。関連： 明治 19 年県令第 44 号(残存未確認)を 取消し。重複：①『明治廿二年分 本件諸 達書および令達等綴 波照間邑番所』編綴、 件名「本県小学校授業料相定メ美濃スルノ 件」(請達 B12)、②明治 22 年 6 月 8 日付『官 報』第 1781 号 83 頁、件名「小学校授業料」 (官 131)(ただし令達のテキストはない)。
横内	27	明治 22/07/17	達甲	22号	小学校長教員及授業生任用手 続	沖縄県知事 丸岡完爾	役所、役場、 番所、蔵元	4886	94頁 364頁	2466 13096	K74	教育 ①-2	注記：全 6 条。毛筆書き。沖縄県 10 行筆 紙使用。関連：明治 20 年 5 月 31 日県達甲 第 13 号「小学校長教員及授業生取扱手續」 (残存未確認)の改正。
横内	28	明治 23/06/06	県令甲	22号	小学校簡易科教員並二小学校 尋常科授業生免許規則	沖縄県 知事名		8271	364頁	13105	K79		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。 下書きか控えの可能性あり。重複：明治 23 年 9 月 22 日付『官報』第 2171 号 269 頁、 件名「小学校簡易科教員並二小学校尋常科 授業生免許規則改正」(官 184)(ただし令 達のテキストはない)。
横内	29	明治 28/09/01	告示	52号	<本日ヨリ臨時検査部開設ノ 件>			3965	141頁 347頁	3764 12584	HI167		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。
横内	30	明治 28/09/01	告示	54号	<臨時検査部首里出張所受持 区域>			3965	141頁 347頁	3764 12584	HI167		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。
横内	31	明治 28/09/01	訓令	144号	臨時検査部事務規程			3965	141頁 347頁	3764 12584	HI167		注記：全 12 条。毛筆書き。沖縄県 10 行筆 紙使用。関連：明治 26 年 11 月訓令第 207 号「沖縄県盛務細則」(残存未確認)。
横内	32	明治 28/09/02	訓令	145号	<コレラ並赤痢病予防設備設 置ノ件>	知事	役所、番所、 蔵元	3965	141頁 347頁	3764 12584	HI167		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。 関連：明治 27 年 2 月 8 日公布勅令第 14 号 「伝染病予防上必要経費ニ関スル件」、明治 28 年 4 月 30 日内務省訓令第 4 号「市町村 一設置スヘキ遊病院設備標準」。
横内	33	明治 37/02/17	訓令甲	9号	<日露開戦ニ際シ国債募集ノ 件>	沖縄県知事	郡区役所、 島庁、 間切島役場	8148	381頁	13808	W388		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。 重複：明治 37 年 2 月 17 日付『琉球新報』 第 1843 号附録「沖縄県公報」第 10 号。
横内	34	明治 37/02/17	訓令甲	10号	<公共団体財政ノ緊縮方針ニ ツキ経費節減決行ノ件>	沖縄県知事	郡区役所、 島庁、 間切島役場	8148	381頁	13808	W388		注記：毛筆書き。沖縄県 10 行筆紙使用。 重複：明治 37 年 2 月 17 日付『琉球新報』 第 1843 号附録「沖縄県公報」第 10 号。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の死所	横内家関係資料入力順	総目録掲載頁	総目録入力順	総目録整理記号	複製資料	備考
横内	35	[明治 42/04/01]	[県令]	[6号]	有給県吏員設置給与規則			2822	317頁	11535	Y94		注記：全7条。別紙(別表)「給料額」、「旅費額」。毛筆書き。白紙使用。関連：明治32年3月16日法律第64号「府県制」第75条、第81条「県費支弁ニ属スル俸給支給規則及旅費支給規則」(令達類型・番号等表示なし)。重複：①明治44年版『令達類纂』第十二類121頁(B746)(最終改正明治44年3月県令第14号)、②『沖縄県会計法規』198頁(F53)、③『加除自在現行沖縄県令類全集』(国立国会図書館蔵本)第三類169頁(最終改正昭和12年12月県令第5号)(名称改正「有給県吏員設置給与条例」)。
横内	36	明治42/04/01	訓令甲	8号	県費支弁俸給支給規則	県知事	知事官房、内務部、警察部、郡役所、警察署、警察分署、県立学校、県立病院	5491	104頁 341頁	2679 12397	H1037	県政①-5	注記：本則6条、附則1項。毛筆書き。沖縄県10行重紙使用。関連：明治32年6月7日公布勅令第222号「陸軍給与令」、明治30年11月5日公布勅令第401号「海軍軍人俸給令」、明治23年6月2日公布法律第44号「官吏遺族扶助法」。重複：①明治44年版『令達類纂』第十二類105頁(B735)、②『沖縄県会計法規』181頁(F39)、③『加除自在現行沖縄県令規全集』(国立国会図書館蔵本)第三類168頁(最終改正：大正15年7月訓令第22号)。
横内	37	明治45/04/01	訓令乙	48号	沖縄県職業試験場場務規程	沖縄県知事 日比重明	知事官房、内務部、職業試験場	5909	126頁	3351	H562	産業経済⑩-353	注記：全9条。毛筆書き。沖縄県13行重紙使用。
横内	38	明治45/04/09	訓令甲	17号	<衆議院議員選挙ニ付学校職員注意方>	知事	県立学校、公立学校	5493	110頁	2866	H440	県政④-13	注記：「参照」として記載。毛筆書き。沖縄県10行重紙使用。
横内	39	明治45/05/09	内訓	2号	<投票管理者ノ故障アル場合ニ選スルトキノ心得>	沖縄県知事 日比重明	衆議院議員選挙投票所監督官 横内扶	4798	111頁	2880	Y42	県政④-25	注記：全4条。毛筆書き。沖縄県13行重紙使用。

注1：「令達の名称または件名」欄中、<>は令達本文の規定内容に基づき示したものである。

注2：「複製資料」欄中、「県政①」とは『横内家文書県政関係資料(翻刻付き)①県治一般』、「県政②」とは『横内家文書県政関係資料(翻刻付き)②地方制度』、「県政④」とは『横内家文書県政関係資料(翻刻付き)④職官・選挙・選挙』、「県政⑤」は『横内家文書・産業経済関係資料10』、「教育①」とは『横内家文書教育関係資料1』をそれぞれ指す。

注3：横内35の制定または発令年月、令達番号、令達の制定・発令者に関する情報は、明治44年版『令達類纂』第十二類121頁(B746)により補充した。